

「高野・山麓ぐるり旅」周遊スタンプラリー(仮称)委託業務  
プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

橋本・伊都地域(橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町)が持つ世界遺産をはじめとした観光資源や地域特色の認知度向上、周遊促進による橋本・伊都地域での滞在時間の延長による消費拡大を目的として、スタンプラリーを実施する。

## 2 業務内容

### (1) 業務名

「高野・山麓ぐるり旅」周遊スタンプラリー(仮称)委託業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 予算上限額

1, 100, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (4) 委託契約期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

## 3 参加対象事業者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (5) 国税及び県税について未納のない者

## 4 スケジュール

募集開始	令和7年5月19日（月）
説明会参加申込期限	令和7年5月28日（水）
説明会	令和7年6月3日（火）13：30～
質問票受付期限	令和7年6月11日（水）
質問票回答期限	令和7年6月13日（金）
提案書等提出期限	令和7年6月27日（金）
受託事業者決定通知	令和7年7月上旬（予定）

## 5 プロポーザル説明会

本プロポーザル参加希望者向けに説明会を開催するので、参加申込書(様式1)を「10 問い合わせ先」に記載する連絡先まで電子メールにより提出すること。

なお、プロポーザル参加にあたり、説明会への参加は必須。

- (1) 開催日時：令和7年6月3日（火）13：30～
- (2) 開催場所：和歌山県伊都振興局 2F入札室(変更の可能性あり)
- (3) 申込期限：令和7年5月28日（水）

## 6 質問票の提出

- (1) 提出期限

令和7年6月11日（水）

- (2) 提出方法

本業務の仕様書等に質問がある場合は、下記により質問票（様式2）を郵送、持参、FAX、E-mail のいずれかの方法により提出すること。

- (3) 提出先

「10 問い合わせ先」に記載する場所に提出すること。

※質問に対する回答は、原則として令和7年6月13日（金）までに橋本・伊都広域観光協議会ホームページで公開する。

## 7 プロポーザル提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は下記により提出すること。ただし、提案書類の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類エ～ケの提出を省略することができます。

- (1) 提出書類

ア 提案書（様式任意）

デザインのコンセプト等を記載し、その他PR事項があれば記載すること。

イ 見積書（様式任意）

(ア) 見積金額は「2 業務内容（3）」の予算上限額を上回らないこと。

(イ) あて先は「橋本・伊都広域観光協議会 会長 平野 嘉也」とすること。

(ウ) 法人にあっては所在地、法人の名称、代表者及び担当者の職名・氏名・連絡先（電話番号）、個人にあっては住所・氏名・連絡先（電話番号）を記載すること。

(エ) 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

ウ 誓約書（様式3）

エ 役員等に関する調書（様式4）

オ 法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに

- 準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）  
カ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票  
キ 印鑑証明  
ク 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3ヶ月以内のもの）  
ケ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行3ヶ月以内のもの）  
(2) 提出期限  
令和7年6月27日（金）  
(3) 提出方法  
正本1部を持参又は郵送により提出すること。なお、「企画書」及び「見積書」に関しては、副本10部も併せて提出すること。  
(4) 提出先  
「10 問い合わせ先」に記載する場所に提出すること。

## 8 受託事業者選定方法

- (1) 提出期限後、提出された資料を元に、事務局にて厳正なる書類審査を行い、受託者を決定するものとする。  
(2) プロポーザルの結果（受託事業者の決定を含む。）については、橋本・伊都広域観光協議会ホームページに掲載する。

## 9 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。  
(2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加対象事業者の負担とする。  
(3) 業務上発生する未確認事項については、別途協議すること。

## 10 問い合わせ先

本募集及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称  
橋本・伊都広域観光協議会 事務局  
(和歌山県伊都振興局地域づくり部地域づくり課内)  
(2) 所在地 〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号  
電話番号 0736-33-4909  
FAX 0736-33-4931  
メール e1303201@pref.wakayama.lg.jp